

令和 6 年
第 9 回 立 川 市 農 業
委 員 会 総 会 議 事 録

立 川 市 農 業 委 員 会

令和 6 年第 9 回立川市農業委員会総会日程

日時 令和 6 年 9 月 3 0 日（月）午後 3 時

会場 立川市役所 2 1 0 会議室

- 1 開会
- 2 議事録署名委員の指名
- 3 報告事項
 - (1) 事務報告
 - (2) 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について
 - (3) 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について
- 4 議事

議案第 1 号	相続税の納税猶予に関する適格者証明について
議案第 2 号	生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について
議案第 3 号	引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- 5 その他
 - (1) その他
- 6 閉会

令和6年第9回立川市農業委員会総会

令和6年9月30日（月）

立川市役所210会議室

議席	氏名	議席	氏名
1番	鈴木 豊 君	10番	鴻 地 文 武 君
2番	嶋 田 貞 芳 君	11番	岩 崎 紗 矢 佳 君
3番	高 杉 普 一 君	12番	高 橋 浩 久 君
4番	内 野 智 行 君	13番	宮 岡 広 行 君
5番	橋 本 良 子 君	14番	田 中 佐 一 君
6番	浅 見 恵 子 君	15番	清 水 茂 男 君
7番	宿 谷 豊 君	16番	川 野 進 君
8番	横 幕 玲 子 君	17番	岡 部 良 己 君
9番	森 谷 一 郎 君		

事務局職員

局長 井 上 隆 一 君

次長 八 谷 俊 太 郎 君

係長 熊 谷 寛 君

主事 小 林 史 弥 君

午後 2 時 5 9 分 開会

議長 皆さん、改めましてこんにちは。本日は、またお忙しい中、御出席いただきまして大変ありがとうございます。

本当、今年の夏はまだ暑いんですけれども、本当に暑かったと思うんですね。それで、やっとここに来て涼しくなって、私たち農業者としても大分作業も楽になってきたのかななんて思っております。

また、これから 10 月、11 月に入りますと、農業祭等も開催される予定でございます。また、最後に皆さんに農業祭についていろいろ皆さんに御報告なども、また協力などのお願いもありますので、後ほどまた報告させていただきたいと思っております。

今日は議題のほうの中では、特に農地パトロール等が結構議題の中に時間が占めるんじゃないかなと思っております。そのほか、こちらの議題の中にはないんですけれども、その他の中でいろいろ事務局から報告など協議していただくことも結構あるということで、時間もかかるのかななんて思っておりますけれども、どうか皆さんの協力でなるべく早く終われるように進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、ただいまより令和 6 年第 9 回立川市農業委員会総会を開催いたします。

立川市農業委員会規則第 6 条の規定を満たす数の委員に御出席いただいておりますので、本総会は成立しております。

本日、総会に付議すべき項目は別紙のとおりでございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

それでは、座らせていただきます。

議長 初めに、議事録署名委員の指名でございます。

今回は、15 番の清水委員、16 番の川野委員にお願いしたいと思います。

それでは、（１）事務報告、（２）農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出が 4 件、（３）農地法第 5 条第 1 項第 6 号

の規定による届出が1件、一括して事務局より報告をお願いいたします。

局長 それでは初めに、報告事項（1）事務報告を行います。

恐縮でございます。着座の上、御報告申し上げます。

8月29日（木）、新規就農・農地貸借担当者会議が開催されまして、事務局が出席をいたしました。

9月3日（火）、北多摩地区農業委員・農地利用最適化推進委員研修会がウェブにて開催されまして、委員及び事務局が出席をいたしました。

9月4日（水）、令和6年度第2回農地パトロールを、土地利用部会、農業経営部会合同で行い、市内の農地を巡回をいたしました。

9月5日（木）、広報研究会が開催されまして、広報担当委員、事務局が出席をいたしました。

9月17日（火）、東京都農業会議常設審議委員会が開催されまして、会長が出席をなさいました。

9月19日（木）、職務代理・部会長研究集会が開催されまして、職務代理と両部会長及び事務局が出席いたしました。

9月25日（水）、農業後継者顕彰事業の現地調査が表彰候補者圃場で開催されまして、事務局が出席いたしました。

委員会といたしましては、9月13日（金）に9月の総会に向けた現地調査を、30日（月）午後3時より第9回総会、終了後、全員協議会を開催いたします。

明日以降でございます。

10月2日（水）、中里地区を対象とした地域計画座談会が開催されまして、会長、職務代理、岡部委員、川野委員、事務局が出席を予定しております。

10月4日（金）、北多摩地区農業委員会理事会が開催されまして、会長、事務局が出席を予定しております。

10月17日（木）、東京都農業会議常設審議委員会が開催されまして、会長が出席をなさる予定でございます。

10月22日（火）、都市農地流動化現地見学会が開催され

まして、農業委員、最適化推進委員、事務局が出席を予定しております。

委員会といたしまして、10月15日（火）に10月の総会に向けた現地調査を、25日（金）午後3時より第10回総会、終了後、全員協議会を開催いたします。

報告事項（1）事務報告は以上でございます。

続きまして、農地法に基づきます届出に関する御報告でございます。

報告事項（2）農地法第4条第1項第7号の規定による届出4件について御報告を申し上げます。

申請人の氏名、住所につきましては記載のとおりでございます。

まず1件目、農地の所在は栄町三丁目の2筆。地目は登記簿上が畑、現況は宅地。面積は84.46㎡。転用目的は住宅用地でございます。

2件目、農地の所在は栄町三丁目の2筆。地目は登記簿上が畑、現況は公衆用道路。面積は235.31㎡。転用目的は道路用地でございます。

3件目、農地の所在は栄町四丁目の1筆。地目は登記簿上が畑、現況は宅地。面積は31㎡。転用目的は住宅用地でございます。

4件目、農地の所在は錦町六丁目の1筆の一部。地目は登記簿上が畑、現況も畑。面積は393.46㎡。転用目的は事業用地でございます。

それぞれ周辺略図を御参照いただければと思います。

続きまして、報告事項（3）農地法第5条第1項第6号の規定による届出1件について御報告を申し上げます。

申請人の氏名、住所につきましては記載のとおりでございます。

農地の所在は柏町四丁目の1筆。地目は登記簿上が畑、現況も畑。面積は6,251㎡。転用目的は住宅用地でございます。

周辺略図を御参照いただければと思います。

報告事項は以上でございます。

議長 ありがとうございます。ただいまの報告がありました件について、何か御質問がありましたらお願いしたいと思います。

それでは、私のほうから1件、質問というかお聞きしたいのがございます。農地法第5条の第1項6号の1番の柏町四丁目の、こちらは地目が畑になっています。面積が6,251㎡ということで、大変広大な面積のところで、こちらのほうは住宅用地ということで39棟ということで非常に大きな面積が建てられるということなので、恐らく相続か何かなどは思うんですけども、この辺のところをお聞きしたいんですけども、事務局からの地元の農業委員さんかどちらかこの辺お聞きしたいところなんですけれども。

主事 今、御質問いただきました農地法5条第1項第6号の届出の件、柏町四丁目の件につきましては、相続で今回宅地のほうへの転用ということになってございます。

以上です。

議長 ありがとうございます。特に相当の面積なので、1つの町じゃないですけども、ができるような、これだけの面積になると公園用地も相当取られるという感じになるかと思いますので。分かりました。ありがとうございます。

岩崎委員、お願いします。

1 1 番 4条1項7号のほうの4番のところなんです。これは以前、見に行ったところですか、農地パトロールで。指導の結果、指導をそのときされたと思うんです。指導の結果、このような転用のあれが出ているような、そんな流れなんでしょうか。

係長 こちらの、今お話がありました錦町の件ですが、以前、農地パトロールで皆さんで見に行っていて指導をしたところになります。指導の結果というか、その辺は定かではございませんが、指導後、農地転用を行って事業用地として農地法4条に基づく届出が出たということでございます。

1 1 番 ありがとうございます。

議長 そのほか御質問ありますか。よろしいですか。

… … 質疑なしの声

議長 それでは、御質問がないようでしたら、報告事項についてはこれで終了いたします。

次に、議案第 1 号、相続税納税猶予に関する適格者証明について 1 件を議題に呈します。

この議案は私の世帯に関する事項でございますので、農業委員会会議規則第 10 条の規定により、議事に参与することはできませんので、嶋田職務代理に議事の進行をお願いしたいと思います。それでは、私はここで一度退席させていただきます。よろしくお願いいたします。

〔議長 退席〕

2 番 それでは、議案第 1 号相続税納税猶予に関する適格者証明について、私のほうが代行して議事のほうを進行したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、事務局より議案第 1 号の説明をよろしくお願いいたします。

次長 それでは、議案第 1 号、農地相続税納税猶予に関する適格者証明について御説明いたします。

着座にて失礼いたします。

議案第 1 号、農地相続人の住所、氏名につきましては記載のとおりとなっております。

現地調査を、申請人立会いの下、高杉委員、宮岡委員、高橋委員、横幕委員、事務局で行っております。特例適用申請農地は、若葉町二丁目の 2 筆の一部になります。

略図 1 を御覧ください。略図 1 は、砂川十番交差点の南東、自宅裏に広がる農地となります。農地は体験農園として利用しております。肥培管理は申請人と農園の利用者によりきれいに耕作されており、境界も確認できております。

議案第 1 号の説明は以上となります。

2 番 ありがとうございます。

議案第 1 号について確認を担当された委員のほうから補足説明のほうをお願いしたいと思います。

それでは、高杉委員、宮岡委員、高橋委員、横幕委員の順で
よろしくお願いします。それでは高杉委員、よろしくお願いします。
ます。

3 番 この方の農地は、今、事務局が申したとおり、肥培管理も
よく、境界位置も全部確認できました。全く問題ございません。
以上です。

2 番 ありがとうございます。
続いて宮岡委員、よろしくお願いします。

1 3 番 これは高杉委員と事務局が言ったように、本当に非の打ち
どころのないようにきれいにしてありますし、何も言うことが
ありません。
以上です。

2 番 ありがとうございます。
続いて高橋委員、よろしくお願いします。

1 2 番 私も畑を見させてもらいましたけれども、全く問題のない
すばらしい畑です。
以上です。

2 番 ありがとうございます。
横幕委員、お願いします。

8 番 幼稚園のほうでも畑見学で何度かお邪魔したことがあるん
ですけれども、今、ほかの委員さんがおっしゃったとおり、何
も問題ないと思います。

2 番 ありがとうございます。ただいま説明がありました件に
ついて、何か御質問のある委員はいらっしゃいますでしょうか。
よろしいでしょうか。その他質問がありませんか。

……質疑なしの声

2 番 それでは、質問がないものと認め、証明書の発行を前提と
して申請者に意思確認等を行いたいと思います。申請人を呼ん
でてください。

〔申請人 入室〕

2 番 本日はお忙しい中、出席いただきましてありがとうございます。
ます。

それでは、早速ですけれども、申請人におかれましては、相続税納税猶予については十分御理解をいただいていると思いますが、本総会におきまして、改めて意思を確認させていただきたいので、御協力をお願いいたします。

農業委員会としましては、納税猶予制度が正しく運用されなければ制度そのものが維持できず、立川農業の発展はおろか農地の存続すらできなくなってしまうと考えております。そこで、農業経営について申請人のお考えをお尋ねいたします。

初めに経営部会長、次に土地利用部会長の順に質問をしたいと思います。

それでは最初に、岡部農業経営部会長、よろしくをお願いいたします。

17番 どうも御苦労さまです。決まりにのっとって質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、相続税の納税猶予制度を申請した農地所有者は、その適用のために生涯にわたり農業経営を行う必要があります。その長い期間の中には、様々な理由により申請者自身で耕作することが困難になることも考えられますが、そのような場合でも制度を適用する上では農業経営を継続していかなければなりません。仮に申請者自身の健康状態が悪くなったときには、家族の協力がなければ農業経営の継続が難しくなることが予想されます。

そこで確認させていただきます。

まず1つ目、申請者自ら生涯にわたって農業経営を継続していく意思がおありでしょうか。

2点目といたしまして、後継者の育成や申請者以外の農業補助者、家族の方の協力、支援等を受けられるでしょうか。

以上の2点につきまして、お答えをお願いいたします。

申請人 私は野菜のほうを主として経営しております。今後も適正に農地を管理しまして、生涯にわたって農業経営を継続していくつもりでおります。また、後継者については、現在後継者と一緒に農業を営んでおりますので、今後も後継者とともに、

また家族と、そのほかボランティアさん等もいますので、今後
もみんなで協力し合って農業経営を継続してまいりたいと思っ
ております。

以上です。

1 7 番 ありがとうございます。ひとつ頑張っていたきたいと思
います。どうも御苦労さまでした。

2 番 ありがとうございます。

続きまして、高杉土地利用部会長、よろしくお願いいたしま
す。

3 番 よろしくお願いいたします。

相続税の納税猶予制度は、条件を満たし続けている間は納税
を免除される制度であり、農業、その他僅かな業種のみ適用
される特例措置です。立川市をはじめ、各農業委員会は、この
制度が存続されるよう様々な努力をしていますが、申請者をは
じめ家族の方などが農地の肥培管理を適切に行わなければこの
制度を維持することはできなくなります。また、特例の対象農
地は、原則として申請者自身で耕作を行う必要がありますが、
都市農地貸借円滑化法の施行により、貸すこともできるよう
になりました。ただし、届出や認定なく相対で貸し借りを行うと、
猶予が取り消されることとなりますので、注意してください。

そこでお尋ねします。申請農地について、申請者御自身が生
涯にわたりどのように関わっていくか、お考えをお聞かせくだ
さい。

申請人 先ほどもお話ししたとおり、生涯にわたりまして農業経営
をしていく予定でおります。今回、相続に当たりまして、農地
のほうも大分減りまして、減る予定でいますので、できれば私
も農地バンクを利用して、逆にちょっと借りたいぐらいのた
ころでございます。ただし、今後もし農業経営が困難になった場
合は、また農地バンクを利用して貸借をして貸すとか、そう
いうことをまた農業委員会に相談しながら進めていきたいと思
っておりますので、今後よろしくお願いしたいと思います。

以上です。

3 番 ありがとうございます。相続税の納税猶予制度は、単に相続税の軽減を目的とするものではなく、農業経営の安定と継続を図ることを目的とされるものです。ただいま申請農地の肥培管理を適切に行い、農業経営を生涯にわたり行うことを約束していただきました。お体には気をつけながらぜひよろしくお願いいたします。

2 番 ありがとうございます。そのほか委員の方で何か御質問等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

……質疑なしの声

2 番 それでは、質問がないと認め、私のほうから申請人の方をお願いをしたいと思います。

この封筒の中に先ほど両部会長のほうから御質問があった内容が書いてあります。お帰りになりましたら、御家族と一緒に目通しのほうをよろしくお願いしたいと思います。

本日はお忙しい中、御出席をいただきましてありがとうございます。これで終了です。

〔申請人 退室〕

2 番 それでは、採決に移ります。議案第 1 号、相続税納税猶予について、適格者証明について、証明することに賛成の委員は挙手のほうをお願いいたします。

……全員挙手

2 番 ありがとうございます。全員挙手と認め、証明することに決定いたします。

次に、議案第 2 号、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について、2 件議題に呈します。2 件とも先ほど同委員の世帯に関わるものなので、引き続き私のほうが議事のほうを進行したいと思います。

それでは、議案第 2 号について、事務局より説明をお願いいたします。

なお、今回は 1 番と 2 番は証明対象者が同一ですので、調査はまとめて行いました。

それでは事務局、よろしくお願いいたします。

次長 そうしましたら、議案第２号、生産緑地に関わる農業の主たる従事者についての証明について御説明をさせていただきます。

職務代理より御説明のあったとおり、証明するものは同一となりますので、まとめて報告をさせていただきます。

農地相続人の住所・氏名につきましては記載のとおりでございます。

略図１を御覧ください。土地の所在は若葉町二丁目の２筆、面積は１，２９９㎡になります。

続いて、略図２を御覧ください。土地の所在は若葉町二丁目の２筆、面積は８００㎡になります。

申出事由は死亡、証明内容は生産緑地法第１０条の規定に基づく農業の主たる従事者となっております。

議案２号の説明は以上となります。

２番 ありがとうございました。それでは、担当された委員から補足説明のほうをよろしく願いいたします。

宮岡委員、よろしくお願いします。

１３番 一応見ましたが、特に問題はないと思います。

以上です。

２番 ありがとうございました。ただいま説明がありました件について、何か御質問のある方はいらっしゃいますでしょうか。よろしいでしょうか。

……質疑なしの声

２番 それでは、質問がないと認め、採決に移ります。議案第２号、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について、証明することに賛成の委員は挙手のほうをよろしくお願いします。

……挙手全員

２番 ありがとうございます。全員挙手と認め、証明することに決めます。

ここで、第３号議案から議事の進行を議長と交代したいと思います。ありがとうございました。

〔議長 着席〕

議長 それでは、議案第３号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について９件議題に呈します。今回の現地調査では、件数が多いため、２班に分かれて調査を行いました。後半５件、５番目以降の補足説明は職務代理にお願いしたいと思います。

なお、１件目は委員に関わる案件でございますので、当該案件の間、一旦退室をお願いいたします。

〔１２番 退室〕

議長 それでは、議案第３号の１について、事務局より説明をお願いいたします。

次長 そうしましたら、議案第３号の１ですけれども、農地相続人の住所・氏名につきましては記載のとおりとなっております。

現地調査を鈴木会長、浅見委員、横幕委員、事務局で行っておりますので、調査結果を御報告いたします。

議案第３号の１は、幸町一丁目の５筆と二丁目の１筆になります。

略図の１を御覧ください。略図１は砂川八番交番交差点の西側、五日市街道の南に広がる農地３か所とＪＡ東京みどり本店の東側に広がる農地となります。西の南北に長く連なる農地ではソヨゴやシマトネリコなどの植木の生産を、東の農地ではヤマボウシなどの植木を生産されておりました。肥培管理は良好で境界も確認できております。

議案第３号の１の説明については以上となります。

議長 ありがとうございます。それでは、補足説明をお願いしたいと思います。

それでは、まず初めに浅見委員、お願いいたします。

６番 先ほどおっしゃっていましたが事務局のとおりで、とても広い農地でびっくりしました。広い農地なので管理が大変だなと感じました。境界もしっかり確認できましたし、肥培管理も良好でした。あと一つ感想なんですが、息子さんが植木農家へ修業に出ていると伺いました。将来は農地バンクを利用して畑を任せてやらせたいともおっしゃっていました。責任感を持った

めに息子に任せてやるとおっしゃっていたので、素晴らしい子育てだなと思って感動しました。

以上です。

議長 ありがとうございます。

次に横幕委員、お願いします。

8 番 今、事務局と浅見委員さんのおっしゃったとおりで、特に補足することはありません。

議長 ありがとうございます。

それでは、私のほうから。今、各委員さんから説明がありましたように、非常に管理もよく整っておりまして、ただ1点ちょっと植木が電線に引っかかりそうなところがあったから先に切っておいてねということで話はした程度で、あとは全然問題はないかと思います。

以上でございます。

ただいま説明がありました件について、御質問があったらお願いします。よろしいでしょうか。

……質疑なしの声

議長 それでは、御質問がないと認め、採決に移ります。議案第3号の1、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、証明することに賛成の委員は挙手をお願いします。

……挙手全員

議長 ありがとうございます。全員挙手と認め、証明することに決めます。

それでは高橋委員、お願いします。

〔12番 入室〕

議長 続いて、議案第3号の2以降について、事務局より説明をお願いします。

次長 そうしましたら、議案第3号の2から9までの8件を一括で御説明させていただきます。

初めに、議案3号の2となります。若葉町三丁目の5筆になります。

略図の2を御覧ください。略図の2は、東部連絡所の東、五

日市街道の北に２か所に分かれて広がる農地で、いずれの農地もハナミズキやサルスベリなどの植木の生産をされておりました。肥培管理は良好で、境界は一部を除き確認をできております。

続きまして、議案第３号の３、幸町五丁目の５筆となります。

略図の３を御覧ください。略図の３は、立川第四中学校の南西に広がる農地で、里芋やオクラの野菜のほか、アラカシやモミジなどの植木を生産されており、肥培管理は良好でした。また、境界の確認もできております。キツネによる食害があるというお話を伺っております。

続きまして、議案第３号の４、柏町三丁目の２筆となります。

略図の４を御覧ください。略図の４は、南側は柏保育園の東に広がる農地となっております。また、北側は平成新道北側に広がる農地となっております。南側の農地については、ネギやブロッコリーなどの野菜のほか、ソヨゴなど植木も生産されており、肥培管理は良好でした。また、境界のほうも確認できております。北側農地についてはウドの生産も行っておりますが、連作障害など生産が難しいというお話を伺っております。

続きまして、議案第３号の５、西砂町六丁目の１筆となります。

略図の５を御覧ください。略図５は、西部連絡所の北に広がる農地で、ネギやサツマイモなどの生産をされており、肥培管理は良好でした。主に自家消費で一部は近所の方に配っているというお話です。除草には薬剤を使用せず、草刈り機と耕運機で対応しているとのことです。境界は確認をできております。

続きまして、議案第３号の６、こちらは一番町一丁目の１筆と、三丁目の２筆及び四丁目の３筆となります。

略図の６の１を御覧ください。略図６の１は、松中団地の東の２か所に分かれて広がる農地となります。北側の農地では葉ショウガと唐辛子を生産されておりましたが、大半は今後、大根等の作付予定ということで、耕うんのみをされている状況でした。肥培管理は良好で、境界も確認できております。歩道沿

いの境界木について、越境に注意するよう委員から指導がございました。南の農地は今後、のらぼうを作付予定で、耕うんをされておりました。肥培管理は良好で、境界も確認できております。

略図 6 の 2 を御覧ください。略図 6 の 2 は、天王橋交差点の東、自宅裏に広がる農地で、キウイや梅などの果樹のほか、ネギやナスなど多品種の野菜を生産されておりました。畑の南端にタラの木が植えられておりましたが、少し大きく育ち過ぎていたため、委員より剪定するよう指導がございました。それ以外の肥培管理は良好でした。境界は南西の境界以外は確認できております。

続いて、議案第 3 号の 7、こちらは上砂町三丁目の 2 筆となります。

略図 7 を御覧ください。略図 7 は、立川第九小学校の西、五日市街道の南に広がる農地となります。ネギや落花生、サツマイモなどのほか、キウイも生産されており、肥培管理は良好でした。また、境界も確認できております。

続いて、議案第 3 号の 8、砂川町四丁目の 1 筆となります。

略図 8 を御覧ください。略図 8 は、砂川四番交差点の北、平成新道沿いに広がる農地となります。ネギやナス、里芋などを生産されており、肥培管理は良好で、境界も確認できております。

最後になりまして、議案第 3 号の 9、砂川町一丁目の 3 筆となります。

略図の 9 を御覧ください。略図の 9 は、砂川五番交差点の西側、五日市街道の南に東西 2 か所に分かれて広がる農地となります。オクラや里芋、スティックセニョールなどの野菜を生産されており、東西どちらも肥培管理は良好で、境界も確認できております。

議案第 3 号の説明については以上となります。

議長 ありがとうございます。それでは、確認を担当された委員から補足説明をお願いしたいと思います。

まず初めに、2番です。

それでは、横幕委員からいいですか。

- 8番 今、事務局の説明のとおりなので、特に補足することはありません。境界石については指導があったようですけれども。
2番ですね、以上です。

議長 ありがとうございます。この方は植木を生産されている方でございます。自宅の周りのところにも、あと自宅から少し離れたところに植木を植えてありまして、その中で一番自宅より北側の一番奥側ですか、駐車場があるんです。そのところの近くが少しきれいにされていなかった状態があったので、そこを少しきれいにしておいてくださいということで、お願いをしておきました。それ以外は問題はなかったかと思います。

以上でございます。

続きまして3番です。

高橋委員、お願いします。

- 12番 3番の畑なんですけれども、自宅用の野菜と近所の流通業者に出荷する植木を育てています。本人も高齢になってきたんですけれども、息子さんも日曜日とか手伝っているので、安心して大丈夫な畑です。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして横幕委員、お願いします。

- 8番 補足することはありません。

議長 次に、4番を宿谷委員、お願いします。

- 7番 4番の畑ですけれども、事務局さんの説明どおりで、境界もはっきりしていましたし、肥培管理もできていました。

以上です。

議長 続きまして横幕委員、お願いします。

- 8番 きれいに管理されていて、特に問題はありません。

議長 続きまして、5番と今度は6番ですね。森谷委員、お願いします。

- 9番 5番の畑は、この方は平日はサラリーマンということなの

で、土日しか仕事できないということで若干草はあったんですけども、事務局から言われたとおりで、補足することはありません。また、境界のほうも確認できましたので、問題はないと思います。

それから次の方なんですけれども、これも同じく事務局さんの言われたとおり、一生懸命農業をやられていまして、ただ心配なのは、この方も高齢なので、暑い日も続きますので健康に十分留意してやっていただければなと思います。

以上です。

議長 ありがとうございました。

続きまして橋本委員、お願いします。

5 番 5 番の方なんですけれども、今、お話があったとおり、週 1 日管理をすることにしているそうです。ふだんはお勤めです。それから、息子さんもお勤めで、教員をなさっていますので、後継者としてもしばらくの間は農業に専従する方はいないということです。それで、管理は非常に頑張ってやっているんですけども、私は非常にこの方は問題だと思ひまして、例えば税金免除されていますので、仕方がなく農地を継続せざるを得ないという、そういう認識で、それで農業経営をしようという、そういう意識や、農地を保全するという意識も感じられなかったです。決して悪い方ではないんですけども、非常に困ってしまっていると。自分でも持て余しているということをおっしゃっていますので、悩んでいらっしゃると思います。今回、いろんな書類を市役所に取りに行くということも時間的に余裕がないというような御発言があったり、お忙しいんだなというふうに思います。こういう方については、こちらのほうから積極的に働きかけをすれば、農地バンクに登録したりということを非常にスムーズにいく方だなと思いますし、いろんなことを調べるという時間もないようなので、こちらが働きかけなければそのままになるというような、そういう方だと思いますので、こういう人の活用については、市役所や農業委員会で考えていくのが適切だなというふうに感じました。

それから、次の6番の方ですが、お話がありましたとおり、高齢な方なのですが、それから奥様と2人でやっていらっしゃるんですけども、奥様も目の手術をされたりして、それでも2人で頑張っているということでした。ただ、息子さんに後継が予定されているということです。将来的には安心だと思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。先ほどの5番について、職務代理から補足説明があるということなので、お願いします。

2番 5番の方ですけども、今、橋本委員が言われたように、当日かなりそういうような話をさせていただいて、農地を見るというよりも、そっちの話に時間を費やしたというような形で、そのときに一応農地バンク制度というのが立川市のほうは始まっていますということで、ぜひ使ってくださいということで、そのときにもお話しして、事務局のほうに話をしてみてくださいということだったんですけども、事務局さんのほうから報告があるみたいなので。

主事 こちらの5番の方ですが、現地調査の翌日頃に窓口に行っちゃいまして、今、報告いただいた内容のとおり、お話のほう、窓口でされておりました。農地バンクのほうに貸したい方ということで無事登録のほうが終わりましたので、こちら御報告とさせていただきます。

議長 ありがとうございます。

続きまして7番です。鴻地委員、お願いします。

10番 先ほど事務局から報告があったとおり、肥培管理は良好、境界も確認できました。主に自家消費の中心の野菜の作付が多いんですが、特に毎年というか、農業祭の宝船用のサツマイモをずっと毎回作って一生懸命頑張っています。特に問題はないと思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして橋本委員、お願いします。

5 番 とてもかっこいい方で、ワイルドなロックミュージシャンな方だそうです。それで、農業をきちっとされていて、ライブハウスなどとかおすし屋さんなどに分けているということで、いろいろ珍しいものも作っていらっしゃいました。20年ほど先になるとは思いますが、息子さんに後継予定があるということでした。

以上です。

議長 ありがとうございました。

続きまして、8番と9番を田中委員、お願いします。

14番 8番につきまして、当日申請者のほうが体調を崩しておりまして、申請者の長男、また申請者の弟さんが立会いの下、確認いたしました。畑のほうは境界が入っておりまして、特に問題ないと思います。

以上です。

9番の方ですけれども、この方は結構高齢の女性の方です。それで一番道路側のほうの部分が外れているところが、広告の看板が建っていたところで、そこで一応直売をやっています。左側の変な形の畑なんですけど、国有地がかかっておりまして変な形になっております。それで、上のほうのコの字になっているところは元内墓になっております。この方は畑は高齢者なんですけれども、畑のことが大好きで草なんかをむしるのは特に早い時期にやっております、また家族等の協力を得て畑はとてもきれいでした。

以上です。

議長 ありがとうございました。

続きまして橋本委員、お願いします。

5番 8番の方は神社と兼業されているそうですが、毎日作業をしているというお話がありまして、非常に几帳面に畑の管理をされている方です。

それから9番の方は、今、田中委員からお話ありましたように、とても高齢な、それできゃしゃでかわいらしい方なんです。本当にこの人、農業できるのかなというふうに心配になっちゃ

うような方なのですが、とても朗らかで前向きで、直売所に関してはお客様とお話をするのがいいんだというふうにおっしゃって、前向きに取り組んでいらっしゃいます。それから娘さんのお婿さんとか親戚の方などの協力を得て、そういう協力体制がしっかりしているなというふうに感じました。

以上です。

議長 ありがとうございました。

私のほうからの補足説明はございませんので、職務代理のほうでどうですか。

2 番 私のほうからも特別はないですけれども、5 番以降の畑を見させていただいたんですけれども、6 番の方ですけれども、非常に大きな農地をまだまだ耕作をされているんですけれども、話が出ていましたけれども、一応息子さんがまだ外で働いているんですけれども、休みの日にはトラクターかけたりとか、そういうことはやっているみたいなので、後継者については問題ないと思います。

以上ですかね。

議長 ありがとうございました。

ただいま説明がありました件について、何か御質問がありましたらお願いいたします。お願いします。

3 番 6 番の 6 の 1 なんですけれども、北側のちょっと形の変った農地ございますよね。そこで丸印が 2 か所あるんですけれども、これは何ですか。

2 番 これなんですけれども、マンホールが 2 か所ありまして、いきさつがどうなのか分からないんですけれども、この下に排水用の管が埋まっているということなので、そのためのマンホールがあるので、一応その分は猶予からは除いてあるということでした。

議長 事務局ありますか。

係長 補足ですが、こちらのほう、松中団地用の排水路が入っているということで、管理のほうは東京都のほうで行っていると伺っております。

議長 よろしいでしょうか。

3 番 はい。

議長 そのほか御質問ありますか。よろしいですか。

……質疑なしの声

議長 それでは、御質問がないと認め、採決に移ります。議案第 3 号の 2 以降の、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、証明することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

……挙手全員

議長 ありがとうございます。全員挙手と認め、証明することに決めます。

続きまして、その他で何かございますか。

次長 事務局のほうから特にはございません。

議長 そうしましたら、ないようですので、本日の審議予定はこれで終了でございます。

次回の農業委員会は 10 月 25 日（金）午後 3 時から 208、209 の会議室で開催となります。

本日も慎重審議をしていただきありがとうございました。

午後 3 時 51 分 閉会

以上のとおり会議の顛末を記録して、相違ないことを
証するため、署名捺印する。

農業委員会議長

議事録署名委員

議事録署名委員